

2024年7月1日より適用

「募集等に係る株券等のお客様への配分に係る基本方針」の改定について

池田泉州ＴＴ証券株式会社

2024年7月1日付で、「募集等に係る株券等のお客様への配分に係る基本方針」を一部改定いたします。改定箇所につきましては、下記の新旧対照表（下線部改定）をご覧ください。ご不明点等ございましたら、担当営業員までご確認くださいませよう、お願いいたします。

記

新	旧
1.～2.（現行どおり） 3.当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。なお、機関投資家のお客様につきましては、需要申告の状況等を考慮の上、適切な配分を心がけております。 （1）新規公開株の抽選による配分 新規公開株の個人のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として抽選により配分先を決定いたします。 新規公開株の配分があった場合の抽選は次の要領で行います。 ①抽選は、ブックビルディング期間中に行われた需要申告または配分の申込みを対象に乱数を発生させるコンピュータシステムにより行います。 ②抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、営業部店から当選の旨及び払込みの要領を対面または電話によりお知らせいたします。また、当選されなかったお客様にはその旨のご連絡は原則いたしませんので、あらかじめご了承ください。 ③次に掲げるような場合には、抽選による配分を採用しないもしくは中止することがありますので、あらかじめご了承ください。 イ、ブックビルディングの需要が積み上がらない場合 ロ、個人顧客の配分の申込み数量が当社における個人顧客への配分予定数量に満たない場合 ハ、抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合 ニ、抽選を行う数量が5単位に満たない場合 ホ、その他合理的な理由がある場合 ④需要申告及び配分の申込みは、取引部店において、対面または電話で受け付けます。なお、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう、銘柄ごとにお客様からの申込み数量に上限を設定いたします。また、新規公開株は集中配分を防ぐため、1顧客当りの配分は年間（各年4月1日から翌年3月31日まで、抽選日にて算出）を通じて8回を上限としております。 ⑤需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、これらに需要申告及び配分の申込みの受付時間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、そのブックビルディング開始から申込期間終了までの間、営業部店においてもお知らせします。 ⑥個別の事案において、その他合理的理由によりこの基本方針に規定する内容と異なる方法により配分を行う場合は、その内容について周知します。	1.～2.（省略） 3.当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。なお、機関投資家のお客様につきましては、需要申告の状況等を考慮の上、適切な配分を心がけております。 （1）新規公開株の抽選による配分 新規公開株の個人のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として <u>一定割合について</u> 、抽選により配分先を決定いたします。 新規公開株の配分があった場合の抽選は次の要領で行います。 ①抽選は、ブックビルディング期間中に行われた需要申告または配分の申込みのうち、 <u>個人のお客様からのものを対象に</u> 、抽選日（発行価格決定日）に当社が行います。 <u>この場合、配分予定数量の10%以上を当該抽選に付すことといたします。</u> なお、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう、お客様お一人の当選数量は原則として1単位といたします。 ②抽選にあたっては、抽選対象となる需要申告または配分の申込みを対象に乱数を発生させるコンピュータシステムにより抽選を行います。 ③ <u>抽選の結果、当選しなかった配分の申込みは、原則としてその効力はなくなったものとします。</u> ④ <u>当選されたお客様が当選分を辞退された場合、顧客から申告又は申込みがなされた数量が配分数量に満たない場合には、ブックビルディングに需要申告されていない顧客にも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。商品統括部は配分方法を記録として保存します。</u> ⑤抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、営業部店から当選の旨及び払込みの要領を対面または電話によりお知らせいたします。また、当選されなかったお客様にはその旨のご連絡は原則いたしませんので、あらかじめご了承ください。 ⑥次に掲げるような場合には、 <u>その割合を引き下げることまたは抽選による配分を採用しないもしくは中止することがありますので</u> 、あらかじめご了承ください。 イ、ブックビルディングの需要が積み上がらない場合 ロ、個人顧客の配分の申込み数量が当社における個人顧客への配分予定数量に満たない場合 ハ、抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合 ニ、抽選を行う数量が5単位に満たない場合 ホ、その他合理的な理由がある場合 ⑦需要申告及び配分の申込みは、取引部店において、対面または電話で受け付けます。

新	旧
<p>(2)~(3) (現行どおり)</p> <p>4. 当社は株券等の配分及び需要調査の実施にあたっては、社内規則にそのあり方を明記し遵守するとともに金融商品取引法やその他関連法令、日本証券業協会及び金融商品取引所等が定める規則等を遵守します。</p> <p>当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わないことはもとより、次に掲げる者への配分は行わないこととします。</p> <p>①発行会社が指定する者</p> <p>②当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平を生じせしめる者</p> <p>③暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等、社会的公益に反する行為をなす者</p> <p>④発行会社の役員、その配偶者及び二親等内血族</p> <p>⑤発行会社の関係会社及びその役員</p> <p>⑥発行会社の大株主上位10名</p> <p>⑦新規公開株式の場合は発行会社の従業員</p> <p>⑧未成年者</p> <p>⑨当社の役職員及びその家族</p> <p>⑩その他合理的理由により、当社が不相当と判断する者</p> <p>また、新規公開株配分において同一のお客様への過度な集中配分を行わないこと。更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行うなどの不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。なお、需要申告および配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告等または申込みはお受けいたしません。</p> <p>5.~6. (現行どおり)</p>	<p>⑧需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。またこれらに需要申告及び配分の申込みの受付時間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、そのブックビルディング開始から申込期間終了までの間、営業部店においてもお知らせします。</p> <p>⑨個別の事案において、その他合理的理由によりこの基本方針に規定する内容と異なる方法により配分を行う場合は、その理由について周知します。</p> <p>(2)~(3) (省略)</p> <p>4. 当社は株券等の配分及び需要調査の実施にあたっては、社内規則にそのあり方を明記し遵守するとともに金融商品取引法やその他関連法令、日本証券業協会及び金融商品取引所等が定める規則等を遵守します。</p> <p>当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、<u>金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守すること</u>はもとより、</p> <p>①発行会社が指定する者(<u>日本証券業協会の定める親引け禁止規定の適用除外となる場合を除きます。</u>)、</p> <p>②当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平を生じせしめる者、</p> <p>③暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等、社会的公益に反する行為をなす者、</p> <p>④発行会社の役員、その配偶者及び二親等内血族、</p> <p>⑤発行会社の関係会社 (<u>当該発行会社がその発行済み株式数の20%以上の株式を有する会社</u>) 及びその役員</p> <p>⑥発行会社の大株主上位10名、</p> <p>⑦新規公開株式の場合は発行会社の従業員、</p> <p>⑧未成年者、</p> <p>⑨当社の役職員及びその家族、</p> <p>⑩その他合理的理由により、<u>当社が不相当と判断する者に配分を行わないこと。</u></p> <p>また、新規公開株配分において同一のお客様への過度な集中配分を行わないこと。更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行うなどの不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。なお、需要申告および配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告等または申込みはお受けいたしません。</p> <p>5.~6. (省略)</p>

以上